調達要求番号：

仕様書			
件　名	中国四国防衛局ＯＡネットワーク・システムの運用支援役務	作成年月日	平成２６年２月９日
		仕様書番号	1
		中国四国防衛局総務部総務課	

1. 総則

1.1　適用範囲　この仕様書は、中国四国防衛局ＯＡネットワーク・システム（以下「局ＯＡシステム」という。）の運用支援役務（以下「役務」という。）について適用する。

1.2　目的　本業務は、局ＯＡシステムにおいて動作している装置及び各サービスを安定稼働させると共に、システムの保有する性能を常時最大限発揮させることを目的とする。

1.3　引用文書　この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。

a）　引用文書

1）　仕様書等

ア　地方防衛局ＯＡネットワーク・システムの借上（東北・中国四国）中国四国防衛局システム設計書（平成25年度）（以下「局システム設計書」という。）

イ　中国四国防衛局ＯＡネットワーク・システム　システム取扱説明書（システム管理者等マニュアル）　平成25年度　（以下「局運用マニュアル」という。）

2）　法令等

ア　情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）(防管装第 6186 号(13.8.10))

イ　装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防経装第 9246 号(21.7.31))

ウ　秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

エ　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

b）　関連文書

1）　仕様書等

仕様書「情報公開支援システム用器材（借上）：換装分」（平成21年度）

2）　法令等

ア　防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

イ　防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第 9248 号（19.9.20））

ウ　中国四国防衛局の情報保証に関する規則（平成19年中国四国防衛局達第38号）

エ　防衛省情報通信基盤データ通信網管理運用規則(自衛隊統合達第27号(20. 3. 25))

オ　防衛庁中央ＯＡネットワーク・システムの連接等に関するガイドライン（防衛庁行政情報化推進委員会了承　18.3.31）

1.4 一般事項

a） 契約相手方は、本業務の履行に当たり、業務の目的を十分理解した上で、本仕様書の各要素を満足させなければならない。

b） 契約相手方は、本業務の履行に係る官側との連絡調整及び契約相手方側が行う業務全般を統括する者を定め、官側が監督業務のために指定した者（以下「監督官」という。）に通知するものとする。

c） 契約相手方は、本業務の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、「情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）」（防管装第6186号（13.8.10））に基づき、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

d） 本業務に係る成果物及び類似の派生物（企画等の構想も含む。）における一切の著作権及び所有権は中国四国防衛局に帰属するものとする。

e） 契約相手方は、本業務の履行に際し、官側が保有する資料等で貸与を受ける必要がある場合には、監督官と調整の上、貸与を受けることができるものとする。

f） 契約相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。

g） 契約相手方は、業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、ウィルス対策ソフトのウィルス定義体を最新に維持したものを使用することとし、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等）をインストールしていないものを使用すること。また、技術員等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。第三者を従事させる場合も同様とする。

なお、業務関係書類とは、業務計画書、成果品等のほか、作業従事者名簿等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

h） 契約相手方は、契約履行開始までに中国四国防衛局ＯＡネットワーク・システム借上契約における契約相手方から、本役務契約の履行に支障がないよう運用支援に必要な業務内容の引継ぎを受けるものとする。

i） 契約相手方は、直ちに前年度の役務実施者から本業務の履行に支障がないよう業務内容の引継ぎを受けるものとし、次年度の契約相手方が決まった場合には、必要な業務内容の引継ぎを行うものとする。

j） 契約相手方は、仕様書に関する疑義が生じた場合には、監督官と協議するものとする

k） 契約相手方は、以下の資格の保有状況について、それを証明する書面（認定書など）の写しを提出し、官側の確認を得るものとする。

・Ｐマーク又はJISQ27001

2. 役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、１．３項の「引用文書等」で規定する局ＯＡシステムの運用支援を目的とし、局ＯＡシステムの機器及び各サービスを安定稼働させ、システムの保有する性能を常時最大限に発揮させるとともに円滑な運用を図るため、サーバ・クライアントシステム運用に精通した技術員を常駐させるものである。

2.2　実施場所、役務期間、役務時間及び人員

a）　**実施場所**　中国四国防衛局及び官側が指定する場所とする。

b）　**役務期間**　平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までのうち、月曜日から金曜日まで（休日及び祝日を除く）の中国四国防衛局職員の勤務日を原則とする。

ただし、システム管理者が上記勤務日以外に本契約対応のため勤務を命じた場合は、その都度協議するものとする。

c）　**役務時間**　１日７時間４５分とし、月１５５時間を基準とする。障害発生時等については、その都度協議するものとする。

d）　**人員**　１名とする。

2.3　技術員

a）　**技術員**　本役務を実施する者を技術員と呼び、局ＯＡシステムについて、その環境、操作及び運用方法を熟知していること。また、引用文書等に挙げる防衛情報通信基盤（以下「ＤＩＩ」という。）等のシステム仕様及び関係規則等について理解でき、かつ、運用に必要な知識を有していること。

b）　**技術員の要件**　技術員は、本役務を実施するにあたって、以下の事項を満たすものとする。

1)　局ＯＡシステム等について、その環境、操作及び運用方法を熟知した上で、作業にあたること。

2)　１．３項の「引用文書等」に挙げるＤＩＩ等の局ＯＡシステムに係る仕様書及び関係規則等について理解でき、かつ、運用に必要な知識を有すること。

3)　以下に示す能力及び資格を有すること。資格についてはそれを証明書面（認定証など）の写し、または資格を保有しない場合は各資格に準じていることが分かる資料を、経験についてはシステム経歴書を提出すること。

ア　局ＯＡシステムに係るシステム要件を理解できること

イ　システム利用者認証環境運用に関する技術的能力を有すること

ウ　情報処理技術者試験（基本情報処理技術者、旧第二種情報処理技術者試験）、又は同等以上と認められる者

4)　日本国籍を有していること。

c）　**技術員の申請**　契約相手方は、契約後速やかに本業務に従事する技術員について局ＯＡシステム運用支援作業関係者名簿（交代要員を含む。）を作成し、契約担当官に提出して承認を得るものとする。

また、技術員の変更等が生じた場合には、遅滞なく承認を得るものとする。なお、契約相手方は、事前に交代要員を特定できない場合は、その都度名簿を作成の上承認を得るものとする。

d）　**技術員の交替**　官側は、技術員が本役務の基準を満たしていないと判断した場合は、速やかに技術員を交替させることができるものとする。

2.4　役務内容

技術員は、官側が貸与する「局運用マニュアル」のほか、局ＯＡシステムの業務を実施する上で必要となる資料に基づき、局ＯＡシステムの仕様及び接続形態並びに他の局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む。）との連接形態を十分に熟知した上で、必要な業務を行う。なお、必要

に応じて局ＯＡシステム借上の契約相手方等と連携して作業を行う。対象器材と業務内容の対応及び契約の細部については表１のとおりとする。

表１

項番	役務内容	サーバ関係	クライアント関係	ネットワーク関係
ア	形態管理	○	○	○
イ	ソフトウェアのカスタマイズ	○	○	−
ウ	ハードウェア、ソフトウェアの接続又はインストール	−	○	○
エ	障害の内容の確認	○	○	○
オ	ヘルプデスク	○	○	○
カ	不正アクセスの確認・調査	○	○	○
キ	ネットワーク運用管理	○	○	○
ク	局ＯＡシステムの運用管理	○	○	○
ケ	ユーザ情報対応	○	○	−
コ	ホームページの更新	○	○	−
サ	職員への連絡業務代行	○	○	○
シ	緊急連絡受付	○	○	○
ス	府省共通システムとの連接	○	○	○
セ	ICカード（身分証を除く）の登録支援	−	○	−

ａ） **形態管理**　局ＯＡシステム借上の契約相手方から提供されるソフトウェア（修正版等）の登録及び設定を行う。その際、以下の要件を満たすこと。

1) 各装置に搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上で作業を行うこと。

2) 本作業に伴う影響を最小限とするよう、システム全体（サーバ、クライアント、ネットワーク機器等）及びシステム運用の仕様並びに局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む。）との連接仕様を理解し、他機能との関連性、適用順番及び適用時間帯等を検討した上で実施すること。

ｂ） **ソフトウェアのカスタマイズ**　必要に応じて局ＯＡシステムのソフトウェアのカスタマイズを行う。その際、以下の要件を満たすこと。

1) 各装置に搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上で作業を行うこと。

2) 本作業に伴う影響を最小限とするよう、システム全体（サーバ、クライアント、ネットワ

ーク機器等）及びシステム運用の仕様並びに局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む。）との連接仕様を理解し、他機能との関連性、適用順番及び適用時間帯等を検討した上で実施すること。

c） **ハードウェア（プリンタ、ＨＵＢ及びＮＡＳ等のデバイス）、ソフトウェアの接続又はインストール等**　官側の提供するハードウェア（MO装置、プリンタ、ＨＵＢ及びＮＡＳ等のデバイス）、ソフトウェアについて、必要に応じ事前調査及び接続又はインストール等の作業を行う。その際、以下の要件を満たすこと。

1) 各装置のハードウェアの仕様及び搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上でハードウェア接続、ソフトウェアインストールを行うこと。
2) 本作業に伴う影響を最小限とするよう、システム全体（サーバ、クライアント、ネットワーク機器等）及びシステム運用の仕様並びに局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む。）との連接仕様を理解し、他機能との関連性、適用順番及び適用時間帯等を検討した上で実施すること。
3) 端末の設定変更作業については、ＩＰアドレス体系を熟知し、変更作業を行うことによりネットワーク機能を有する機器の利用に影響を与えないこと。
4) 官側から要請されたUSBメモリについては、事前登録処理を行うこと。
5) OAネットワークに新たなネットワーク機器を接続する場合及び局OAネットワークに接続された機器の故障修理を行う場合、当該機器の情報を確認し、不正接続検知装置に登録すること。

d） **障害対応**　官側から障害連絡を受けた際、局ＯＡシステムの障害か使用者の誤操作か、あるいは他の局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む。）の障害かを切り分けし、局ＯＡシステムの障害の場合は障害原因を特定する。その際、以下の要件を満たすこと。

1) 各装置のハードウェアの仕様及び搭載されるソフトウェアの仕様を熟知した上で、障害内容の確認及び切り分け方式の検討並びに切り分けを速やかに行うこと。
2) 切り分け作業を行うため、利用者の端末の遠隔操作を行う際には、あらかじめ了解を得た上で実施すること。
3) 局ＯＡシステムの障害の場合には、官側の指示に従い、局ＯＡシステム契約相手方へ速やかに連絡を行い、連携を図りつつ障害部位を特定すること。他の局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む）の場合には、速やかに官側に報告すること。
4) 障害部位が故障に至らない軽微なものであった場合、状況に応じて定常状態へ復旧及び改善措置を講じること。
5) 障害復旧後、速やかに局ＯＡシステム障害報告書を提出すること。
6) 使用者の誤操作の場合には、後述の「ヘルプデスク」を行うこと。

e） **ヘルプデスク**　局ＯＡシステムの操作、運用についての問い合わせへの対応を行う。その際、以下の要件を満たすこと。

1) 各装置のハードウェアの仕様及び搭載されるソフトウェアの操作方法・仕様を熟知し、現状のシステムの形態管理状況及びカスタマイズ状況等を把握した上で行うこととし、エンドユーザの問い合わせに対し速やかに、かつ、的確に対応すること。
2) 局ＯＡシステムの運用（バックアップ運用、ログ運用、夜間処理等）やリソース状況について十分理解し、エンドユーザの問い合わせに対し速やかに、かつ、的確に対応すること。

f） **不正アクセスの確認・調査**　局ＯＡシステムに対し不正アクセスによる業務への影響を未然に防ぐため、不正アクセスの有無について確認する。不正アクセスが行われていた場合は調査を行う。その際、以下の要件を満たすこと。

1) 局ＯＡシステムネットワーク構成、ネットワーク機器仕様、局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む。）の連接仕様を熟知し、不正アクセスの有無について確認すること。

2) 不正アクセスが行われていた場合には、速やかに官側に報告すること。また、その原因の特定及び対策を講じること。

3) 本作業に伴う影響を最小限とするよう、システム全体（サーバ、クライアント、ネットワーク機器等）及びシステム運用の仕様並びに局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む。）との連接仕様を理解し、他機能との関連性、適用順番及び適用時間帯等を検討した上で実施すること。

4) 不正接続検知装置からの通報メールの着信に留意し、通報メール着信時は、官側に報告の上、状況を確認し適切な処置を行うこと。

5) 原因特定及び適切な対策後、速やかに局ＯＡシステム不正アクセス報告書を提出すること。

g） **ネットワーク運用管理**　局ＯＡシステムネットワーク障害による業務への影響を未然に防ぐため、障害の発生の兆候を随時確認するとともに稼働状況を定期的に照会する。その際、以下の要件を満たすこと。

1) 局ＯＡシステムネットワーク構成、ネットワーク機器仕様、局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む。）の連接仕様を熟知し、ネットワークの稼働状況を管理すること。

2) 障害の発生の兆候が確認された場合には、速やかに官側に報告すること。また、局ＯＡシステム契約相手方へ速やかに連絡を行い、連携を図りつつ障害部位を特定すること。

3) 故障に至らない軽微なものであっても、状況に応じて定常状態へ復旧及び改善措置を講じること。

4) 障害復旧後、速やかに局ＯＡシステム障害報告書を提出すること。

5) 主な稼働状況の確認は、以下のネットワークを対象とする。

5.1)　ＤＩＩとの回線に接続された機器

5.2)　ネットワーク機器

h） **局ＯＡシステムの運用管理**　ハードウェアの動作チェック、イベントログの確認、バックアップシステムの動作確認、バックアップテープの世代管理、バックアップデバイスのクリーニング、サーバのハードディスク容量確認、メール使用量等調査、システム運用スケジュールの変更、セキュリティ情報収集（不正接続検知装置の情報を含む）、情報漏洩対策機能の運用（登録・変更・削除）、セキュリティ・ホール対策及びウィルス定義ファイルの更新確認を行う。セキュリティ・ホール対策については、各装置のハード仕様及び搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上で作業を行うこと。また、局ＯＡシステムの利用統計表を作成し、定期的に（月１回）に官側に提出すること。

1) ハードウェアの動作チェックについては、定期的に稼働状況を照会し、異常を検知した場合には、速やかに官側に報告すること。また、局ＯＡシステム契約相手方へ速やかに連絡を行い、連携を図りつつ障害部位を特定すること。但し、c）項で接続したＨＵＢは対象外とする。

2) 故障に至らない軽微なものであっても、ＣＰＵ、ディスク、メモリ使用率のしきい値超

過等、サーバの正常な運転を阻害する事象を発見した場合には、速やかに適切な措置を講じること。

3) 故障時等のデータ亡失に備え、正常にバックアップが行われるようサーバのバックアップシステムの動作確認を行うこと。バックアップ後のバックアップテープについては、正常にバックアップされたことを確認し、世代管理を行うこと。

4) バックアップデバイスについては、定期的にクリーニングを行うこと。

5) サーバのハードディスク容量確認については、サーバの仕様を理解した上で、ハードディスク容量に不足がないか定期的に確認し、必要であれば、ハードディスクの最適化を行うこと。

6) メール使用量等調査については、電子メール等で利用している機器の仕様を理解した上で、メールの使用量等を定期的に確認すること。

7) システム運用スケジュールの変更については、システム全体（サーバ、クライアント、ネットワーク機器等）及びシステム運用の仕様並びに局ＯＡ連接システム（ＤＩＩを含む。）との連接仕様を理解した上で、本作業に伴う他機能との関連性、変更順番及び変更時間帯等を検討し、影響を最小限とすること。

8) セキュリティ・ホール対策及びウィルス定義ファイルの手動更新については、各装置のハード仕様及び搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上で作業を行うこと。随時セキュリティ情報の収集に努めること。

i) **ユーザ情報対応** 人事異動等に伴うユーザ管理台帳のメンテナンス、ユーザのシステム登録・変更・削除及び端末管理台帳のメンテナンス、身分証 IC カードのトークン情報の取得、端末の設定変更及びネットワークケーブルの追加敷設の作業支援並びにサーバ等の設定変更作業を行う。その際、以下の要件を満たすこと。

1) 搭載されるソフトウェアの仕様及びユーザのシステムの登録・変更・削除機能を熟知した上で作業を実施し、作業終了後、動作確認を行うこと。

2) 各地方防衛局のユーザ情報の統合を行うに当たり、防衛省中央ＯＡネットワーク・システム）運用役務と連携を図ること。

3) 人事異動等により変更が生じる都度、ユーザ管理台帳及び端末管理台帳を常に最新版となるようメンテナンスすること。

4) 端末の設定変更作業については、ＩＰアドレス体系を熟知し、変更作業を行うことによりネットワーク機能を有する機器の利用に影響を与えないこと。

5) ネットワークケーブルの追加敷設の作業支援については、ネットワーク構成を熟知し、追加敷設することによるサーバ設定への影響を事前に調査し、設定変更後に動作確認を行うこと。

6) 人事異動により新たに局 OA システムの利用者となる場合、本人の身分証 IC カードからトークン情報を抽出し、局 OA システムのユーザー登録機能により登録すること。

7) 身分証 IC カードを所持しない利用者の使用する端末については、端末の設定変更等必要な措置を講ずること。

j) **ホームページの更新** イントラネットで公開している局内ホームページの更新作業を行う。

k) **ＩＣカードの登録支援** ＩＣカードの登録作業の支援を行う。

l） **職員への連絡業務代行**　システムの運用停止及び端末の設定変更等で利用者と作業日程調整等が必要な場合、各課（所）システム担当者及びシステム担当補助者との調整を代行する。

m） **緊急連絡受付**　情報システム情報保証責任者が緊急と判断した場合、夜間・休日・祝祭日・年末年始についても対応窓口を用意し、受付を実施する。

n） **府省共通システムとの連接**　府省共通システム（ＡＤＡＭＳⅡ、ＧＩＭＡ等）と局ＯＡシステムの連接等関連業務について、接続試験等検証を実施する。

o） **その他**　技術員が作業を行うにあたり、必要なソフトウェアを局ＯＡシステムに導入する場合には、あらかじめ当該ソフトウェアの導入に不具合が生じないこと確認した上で、官側の許可を得ること。また、状況の変化等に応じ、適宜適切な処置を講ずること。

p） **報告書の提出**　上記業務内容について、下記第３項に掲げる報告及び書類を提出し、官側の確認を受ける。

3　提出書類　提出書類は表２による。

表２

書類の名称	必要な項目	提出期限	提出部数	媒体の種別
日々作業内容報告	作業内容及び時間、実施者	毎日の作業終了時	1	電子媒体
局ＯＡシステム運用支援実績（月次）報告書	作業内容、依頼者及び依頼年月日、回答者及び回答年月日、作業時間	該当翌月の第６勤務日まで	1	紙媒体
局ＯＡシステム障害報告書	障害発生日時、障害の内容及び原因、処置内容及び実施者、復旧日時	障害復旧後可能な限り速やかに	1	紙媒体
局ＯＡシステム不正アクセス報告書	不正アクセス発生日時、内容、処置内容及び実施者	不正アクセス発生後可能な限り速やかに	1	紙媒体
局ＯＡシステム利用統計	ネットワークトラフィック、メール使用量、データ容量等	該当翌月の第６勤務日まで	1	紙媒体

※電子媒体については、局運用マニュアルを参照すること。なお、紙媒体について、①古紙パルプ配合率が７０％以上であること。②塗工されていないものについては、白色度７０％以下であること。③②塗工されているものについては、②塗工量が両面で３０ｇ/㎡以下であること。④再利用しにくい加工が施されていないこと。

4.　検査

検査は、第３項の提出書類により支出負担行為担当官補助者の確認によるものとする。

5. 情報の保全

契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た保護情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防経装第 9246 号(21.7.31)）に基づき、適切に管理するものとする。細部については表３のとおりとする。

表３

番号	保護すべき情報	具体的な保護すべき情報
1	ネットワーク構成	ネットワーク構成
2	インターフェイス（アドレス、プロトコル等）仕様	ＩＰアドレス
3	セキュリティ（ファイヤーウォール等）仕様	ファイヤーウォール設定値
		セキュリティパッチ適用状況
		管理者パスワード
4	設置場所等の施設情報（設置部隊及び数量を含む）	端末機器配置図
		ネットワーク配線図
5	個人に関する情報	ユーザー情報

6. 資料の貸与　以下の資料を貸与する。取扱いについては、十分注意するものとし、原則として「中国四国防衛局サーバ室」から持ち出してはならない。また、本資料より知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。なお、本業務の履行後においても同様とする。

局ＯＡシステム借上の契約相手方からの指示により仕様に変更等が生じた場合には、随時修正を行い、常に最新の状態にすること。

6.1 局システム設計書

6.2 局運用マニュアル

6.3 仕様書「ＯＡネットワーク・システムの借上（東北・中国四国）」（平成 25 年度）

7. その他

7.1 設備等の貸与　契約相手方は、官側所有の設備及び器材等の貸与を受けることができるほか、必要に応じて官側以外の官有設備等の貸与を受けることができるものとする。

7.2 官側における支援　契約相手方は、この契約の履行に当たって、官側の支援が必要な場合には、官側の支援を得ることができるものとする。

7.3 個人情報の取扱い　個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び契約約款の条項を遵守すること。